

スポーツ団体ガバナンスコードについて

1 ガバナンスコードの制定の目的

スポーツ団体の現状

スポーツ団体は、スポーツを愛好する多くの人々の自発的な努力によって支えられ、スポーツの価値を高め、我が国のスポーツの多様な発展に貢献してきた。

一方で近年、スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案や、スポーツ指導の現場における暴力行為等が報じられるなど、スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられた組織運営は、責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず、組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられる。

スポーツ団体に求められること

- スポーツ団体は業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに、国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、特に高いレベルのガバナンス確保
- 社会からの多様な視点や意見を取り入れ、社会の常識として公益的な組織運営の実施（女性、外部有識者を活用）

これからのスポーツ団体としての取組み

- スポーツを「する」「みる」「ささえる」すべての人々が、公正・公平で安全にスポーツを楽しめる環境をつくるために、ガバナンスの向上は不可欠。
- スポーツ団体は、スポーツが社会的な信頼を得るために行動しなければならない。
- スポーツの価値、スポーツの力を高め社会に認知されるため健全な組織運営は不可欠。
- 健全な組織運営があってはじめて、社会的責任を果たすことができる。
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」は、現在の組織運営を見直すチャンス

2 スポーツ団体のガバナンスコード

- スポーツ団体が適切な組織運営を行う上で遵守すべき原則・規範を制定
- 全てのスポーツ団体に対し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進
- 全13原則約40項目で構成される〈中央競技団体向け〉と、全6原則12項目で構成される〈一般スポーツ団体向け〉の2種類がある

3 ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉概要

(1) 対象・構造

- ・ 対象：一般スポーツ団体向けガバナンスコードの対象は、NF以外のスポーツ団体。

法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様。

・構造：一般スポーツ団体の適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる組織運営上の原則・規範を示す原則1～原則5と、高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体が追加的に自己説明及び公表を行うという原則6のいわば「二階建て」の構造。

(2) 活用方法等

・各一般スポーツ団体は、ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の各規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認し、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが望まれる。

・社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、自ら必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、自己説明及び公表を行うことが求められる。

4 ガバナンスコードの規定一覧

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

5 ガバナンスコードの規定及び補足説明

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

【補足説明】

(1) について

・法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人（NPO 法人）については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。

(2) について

・法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、当該規約等を遵守し、適正に団体運営を行うことが求められる。

・法人格を有しないとしても、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められる。

① 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること

② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること

・なお、権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、少なくとも公的助成4を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。

(3) について

・一般スポーツ団体においては、法人格を規定する法令以外にも、自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守することが求められる。例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や、地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。

(4) について

・一般スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図る上で、団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使について、適切な監督が行われることが重要である。

・具体的には、法人格を有する一般スポーツ団体においては、理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われることが求められる。

・なお、多くの NF の地方組織（都道府県の協会、連盟等。以下同じ。）は、地方競技大会の開催、国民体育大会に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成、指導者等に対する懲罰制度の運用など、当該地方における対象スポーツに関する各種業務を担っており、NF に準じる公共性の高い団体であると認められる。このため、NF の地方組織は、ガバナンスコード〈NF 向け〉の原

則2を参照しつつ、役員等の多様性及び理事会の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

【補足説明】

- ・一般スポーツ団体がステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには、組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し、公表することが求められる。
- ・その策定に当たっては、組織運営に関わる一部の役職者のみで作業するのではなく、当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。
- ・目指すべき基本方針の公表方法については、各一般スポーツ団体のウェブサイト等で行うことが望まれる。また、ウェブサイト等を有していないスポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。
- ・なお、公的助成を受給するなど一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体においては、目指すべき基本方針のみならず、中長期的な目標並びにその達成を確保するための中長期基本計画及び財務の健全性確保のための計画を策定し、公表することが望まれる。その際、中長期基本計画は、目標達成のための課題を抽出し、その解決のための方策及び実行計画を盛り込むとともに、計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCA サイクル）を実践可能なものとするのが望まれる。また、財務の健全性確保のための計画については、中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定するとともに、当該計画に基づき会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

【補足説明】

- ・コンプライアンスの実践は、単なる法令遵守にとどまらず、組織や業界において定められる様々な規範、さらには社会規範の遵守を含むものであり、一般スポーツ団体が多様なステークホルダーや国民・社会からの信頼を得て、安定的かつ持続的に組織運営を行う上での前提条件又は組織統治の基盤になるものである。
- ・ひとたびコンプライアンス違反事案が発生すると、組織に対する社会的信用を失墜させ、ひいてはスポーツへの社会的評価を低下させることにつながりかねない。一般スポーツ団体が組織として存続する限り、常にコンプライアンスが実践されている又はコンプライアンス違反が生じていない状態が保持されていることが必要である。そのためには、一般スポーツ団体に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともに、コンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。
- ・コンプライアンス教育に関しては、一過性の取組ではなく、一般スポーツ団体自らが定期的に

コンプライアンス教育を実施すること、又は統括団体や NF、公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められる。

・コンプライアンス教育の実施に当たっては、昨今、役職員又は指導者の暴力行為やセクハラ、パワハラ等が社会的な問題となっていることに鑑み、これらの行為が決して許されないことが徹底されるよう、暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる。

・なお、団体のコンプライアンスの基となる規程等についても、今日的なものとなっているか不
断に見直し、適確に運用することが求められる。

(1) について

・一般スポーツ団体が役職員に対してコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。

- ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
- ② 当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて
- ③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
- ④ 大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について

・①については、特に競技者に対して暴力行為等が行われ
ない環境を整備する必要について理解を促すととも
に、仮に競技者に対して暴力行為等が行われた場合
に、競技者が身体の安全を確保すべく適切な対処が
できるように教育することが求められる。

・②については、特に、理事、監事、評議員等、組織
の意思決定に関わる役員等が、当該スポーツ団体の
ガバナンス確保及びコンプライアンス強化における重
要な職責を全うできるよう、それぞれの法令上の権
限及び責任（理事会・評議員会・監事の権限、善管
注意義務、問題発生時にとり得る法的手段等）につ
いて十分な理解が得られる内容とすることが望まれ
る。

(2) について

・指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を
実施するに当たっては、例えば、以下の内容を
取り扱うことが考えられる。

- ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
- ② 人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的
身分等に基づく差別の禁止について
- ③ SNS の適切な利用を含む交友関係（反社会的勢
力との交際問題を含む。）、社会常識について
- ④ 不正行為の防止について（ドーピング、八百長
行為等）
- ⑤ その他の違法行為について（20 歳未満の飲酒・
喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）

・コンプライアンス教育の企画・実施に当たっては、
その類型や発生経緯の分析を行い、具体的な事例を
取り上げるとともに、これらのコンプライアンス違反
事案が指導者自身にもたらし得る重大な結果や関
係者への多大な影響についても、十分に理解でき
るようにすることが望まれる。

・なお、例えば、身体接触を伴う対人競技におい
て、指導者が競技者に対して必要以上の負荷を
かけることが生じることや、障害者スポーツにお
いて、指導者やサポートスタッフが競技者の競
技面のみならず生活面も含めて様々な支援を行
うという密接な関係性の中で、時として選手に
対するハラスメントが発生することがあるなど、
対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏ま
えて、陥りやすいコンプライアンス違反事案を
取り上げるなどの工夫をすることが望まれる。

(1) 及び (2) 共通事項について

・実際に競技者等に対して暴力行為等が行われ
た場合に、迅速かつ適切に救済が図られるよう、
一般スポーツ団体自らが設ける通報窓口や、統
括団体、NF やその他の公的機関が設ける通
報窓口等について、様々な機会を捉えて周知を
図ることが望まれる。

- ・研修の実施に当たっては、単なる講義形式だけではなく、学習者である役職員及び指導者が能動的に学ぶことができるようなグループワーク等のアクティブラーニングの手法を取り入れた研修教育の実施が効果的であると考えられる。こうした手法により、様々な不祥事やトラブルに対する危機意識を醸成し、より具体的な解決方法を導く上で実践的な内容とすることが望まれる。
- ・研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成するに当たっては、弁護士等の有識者の意見を取り入れることにより、競技関係者のみでは見落としがちな観点を十分に踏まえ、役職員及び指導者にとって分かりやすい内容とすることが望まれる。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

【補足説明】

・一般スポーツ団体の活動は多岐にわたり、その中には、公的資金に関する手続など、税務、会計等の専門的な内容を含むものも数多く存在する。

・特に一般スポーツ団体が公的助成を受給していたり、ステークホルダーからの登録料、協賛金、寄附金等の資金を受領して活動したりしている場合、それらの資金の使途については、高い公正性と透明性の保持が求められる。

・しかしながら、一般スポーツ団体において、公的助成の不正使用を始めとする会計処理に関連する不祥事は依然として発生していることから、一般に公正妥当と認められる会計の原則に則った会計処理を確実に行うことの重要性は一層高まっている。

(1) について

・公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。特に、理事等の経済的利益の透明性を確保するための規程、支出に関する領収書その他証憑の保存を徹底するための経費使用に関する規程及び財産の独立管理の徹底を図るための規程を団体内において明確に定めるとともに、その運用の浸透と定着を図り、また、定期的にその実効性を検証することが望まれる。

・理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組むことが望まれる。

(2) について

・公的助成の受給に当たっては、自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認し、当該法令、ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用することが求められる。

(3) について

・会計処理の内容について、団体内において複数の者がチェックする体制を整えるとともに、経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にすることが求められる。

・必要に応じて税理士、公認会計士等による外部監査を導入することも有効であると考えられる。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

【補足説明】

- ・法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。
- ・また、法人格の有無にかかわらず、以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。
 - ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報
 - ② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報（例えば、選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等が考えられる。）
 - ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報（例えば、団体の活動に当たって会費の徴収や寄附の募集等を行っている場合、これらの会計処理（使途等）の状況等が考えられる。）
- ・さらに、組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに、開かれた一般スポーツ団体としてステークホルダー及び国民・社会から信頼を得るためには、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報についても積極的に開示することが求められる。
- ・開示の方法については、特段の理由がない限り、当該スポーツ団体のウェブサイト等での開示が望まれる。なお、ウェブサイトを持っていない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

【補足説明】

- ・組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NF と同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。
- ・ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定の適用の在り方については、各一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする。例えば、NF の地方組織において、NF が設ける通報制度や懲罰制度に倣って自らの制度を設けている場合に、当該制度の運用について、ガバナンスコード<NF 向け>の原則9（通報制度に関する原則）や原則10（懲罰制度に関する原則）の各規定の遵守状況について自己説明及び公表を行うことなどが考えられる。
- ・また、その際、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定そのものを適用するのではなく、個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる。

6 一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを踏まえた今後の対応

○都道府県体育・スポーツ協会の傘下のスポーツ団体に対して、ガバナンスコード<一般スポー

ツ団体向け>の各規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認し、その遵守状況について「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート（資料①）」を活用して自己説明及び公表を行っていただくことを促す。

○ NF の都道府県組織でもある都道府県競技団体については、NF によるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言等も踏まえて対応していただく。

※本資料はスポーツ庁作成資料から引用

<資料>

資料①…スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

資料②…(公財)静岡県スポーツ協会のガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

資料③…(公財)静岡県スポーツ協会のガバナンスコード (都道府県スポーツ協会向け>公表内容